

市外の病院（施設）に入院（入所）している方で高齢者肺炎球菌ワクチン接種（定期予防接種）を希望される方へ

- ・定期予防接種とは～予防接種法に基づき市町村が実施する予防接種です。  
夕張市では、接種費用の一部助成、予防接種で健康被害が発生した場合の給付制度があります。

○対象者

対象者は過去に1度も高齢者肺炎球菌（23価肺炎球菌）ワクチン接種を受けたことがない方で次の①又は②に該当する市民の方。

- ① 令和2年度から令和5年度までは、該当する年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。
- ② 接種日に満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方。（身体障害者手帳1級程度）

○市外接種の実施について

夕張市の定期予防接種は市内の医療機関で実施していますが、市外の病院（施設）に入院（入所）している場合、市が発行する定期予防接種依頼書により、市外の病院（施設）で接種することができます。

○申請について

定期予防接種依頼書を発行するには事前に申請が必要となります。

「他市町村での高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種願」を市保健福祉課保健係に提出してください。

○接種費用の助成について

全額医療機関にご本人様が接種費用をお支払い後、市へ助成金の申請をしていただき、助成額（上限3,000円）分をご本人様にお支払します。

担当係

〒068-0492

夕張市本町4丁目2番地

夕張市保健福祉課保健係

Tel.0123-52-3106